

森林経営管理制度の取組状況について

令和6年11月

林野庁

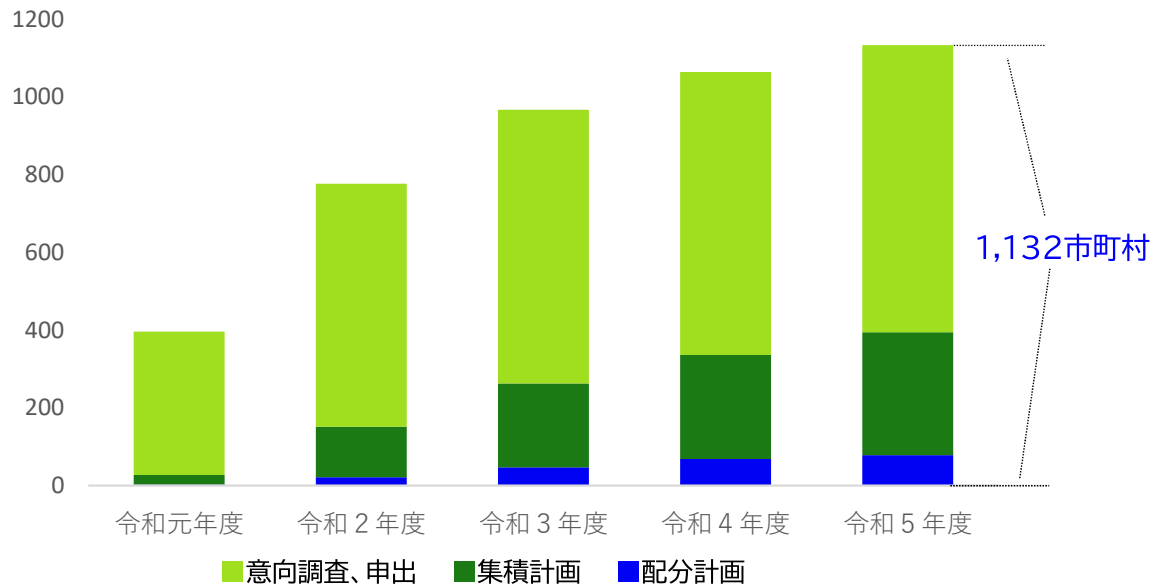
森林経営管理制度に取り組む市町村

- 森林経営管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託又は市町村が自ら管理を実施する制度。
- 制度開始から5年が経過し、**1,132市町村**において取組を実施。

森林経営管理制度の取組の流れ



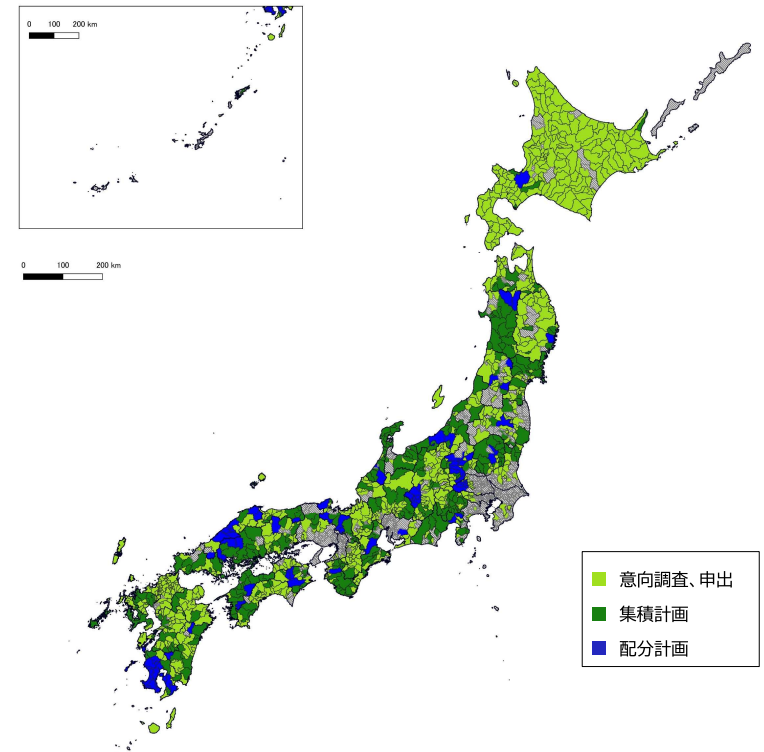
(市町村数)



注1)「意向調査、申出」は、意向調査、申出を実施した市町村から集積計画・配分計画の策定市町村を除いたもの。

注2)「集積計画」は、集積計画の策定市町村から配分計画の策定市町村を除いたもの。

注3)調査対象市町村(令和5年度)は、農林業センサス2020において私有人工林がある市町村(1578)

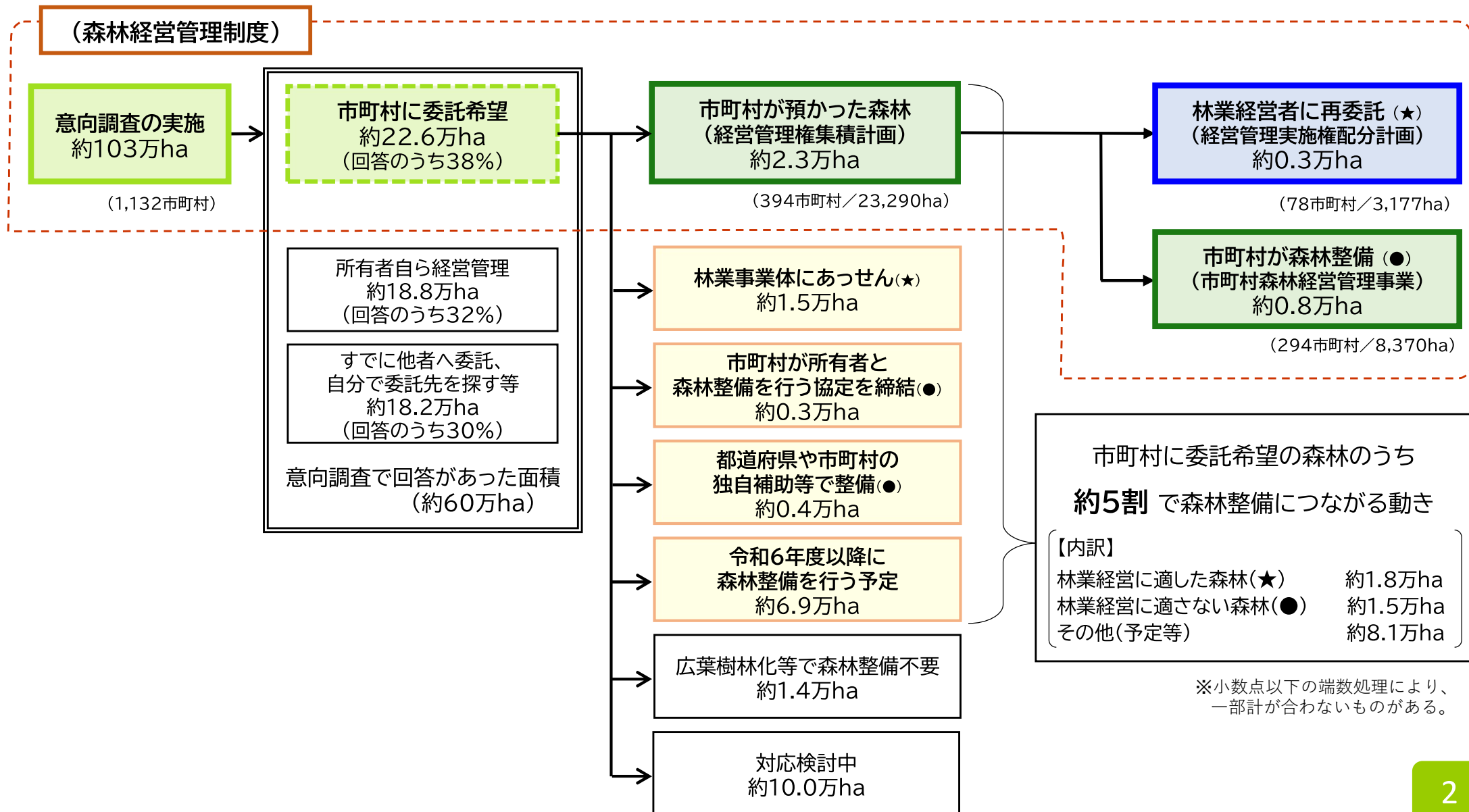


森林経営管理制度に取り組む市町村数

森林経営管理制度の取組状況(全国図)

森林経営管理制度等による森林整備の推進

- 意向調査は、制度開始から5年間で約103万haを実施。回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、その約5割では森林整備につながる動き。



森林経営管理制度による森林整備の取組事例

市町村森林経営管理事業

えな ＜岐阜県恵那市＞

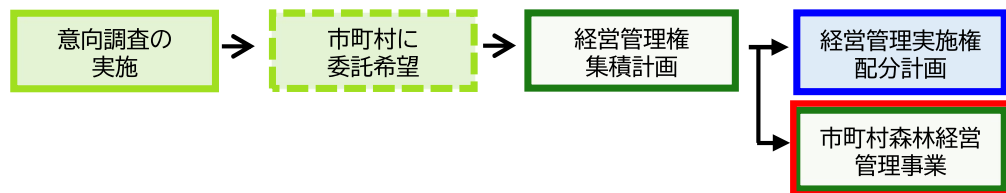
- 恵那市では、施業の履歴・予定がない私有林人工林について、主に災害防止の観点から、森林経営管理制度を活用し森林整備を実施する方針。
- 令和5年度までに、意向調査、集積計画の策定を通じて、市町村森林経営管理事業により、約364haの間伐等を実施（森林環境譲与税を活用）。



＜間伐前＞



＜間伐後＞



経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

やいた ＜栃木県矢板市＞

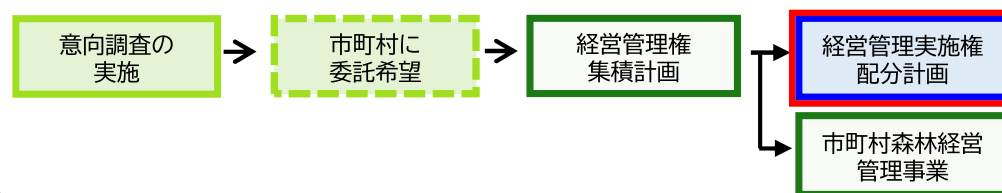
- 矢板市では、施業の履歴・予定がない私有林人工林について、意向調査を実施。
- 意向調査の結果、委託希望の森林については、市、県、林業経営者等で構成される協議会において、経営が成り立つか等を判断。
- 約1haの集積計画、配分計画を策定し、林業経営者に再委託。
- 令和5年に主伐・再造林を実施。



＜主伐実施箇所＞



＜再造林後の状況＞



所有者不明森林等に係る特例措置

- 森林経営管理法では**所有者不明森林等**について、探索・公告等一定の手続を経ることで**市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置**。
- 意向調査を実施した市町村のうち、156市町村が森林所有者の探索を実施。**特例措置の活用は9市町で10件**(活用に向けた公告を含む)。

【特例の概要】

共有者不明森林の特例

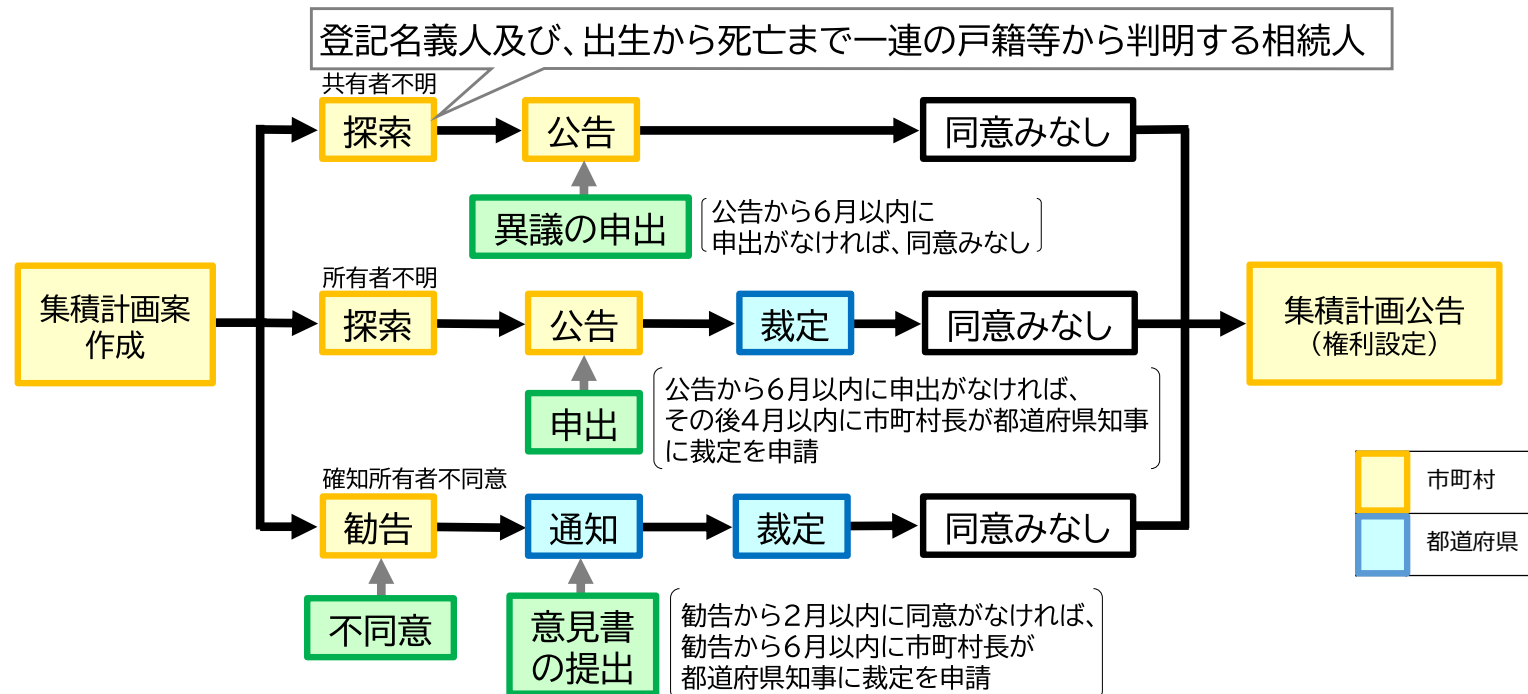
- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- ・森林所有者の一部又は全員が不同意



令和5年度までの取組状況

- 探索に取り組んだ市町村 156市町村
- 探索を行った所有者等 約10,500人
約 6,300ha
- うち判明した所有者等 約 5,800人
約 3,500ha

特例措置の活用件数 (活用に向けた公告を含む) 10件(9市町)

- ・共有者不明森林 6件 : 鳥取県若桜町 (R3.10)、京都府綾部市 (R5.4)、北海道千歳市 (R5.7)、群馬県甘楽町 (R5.9)、長崎県波佐見町 (R5.12)、石川県白山市 (公告中)
- ・所有者不明森林 3件 : 青森県三戸町 (R5.12)、群馬県中之条町 (公告中)、愛知県設楽町 (公告中)
- ・確知所有者不同意森林 1件 : 京都府綾部市 (R5.4)

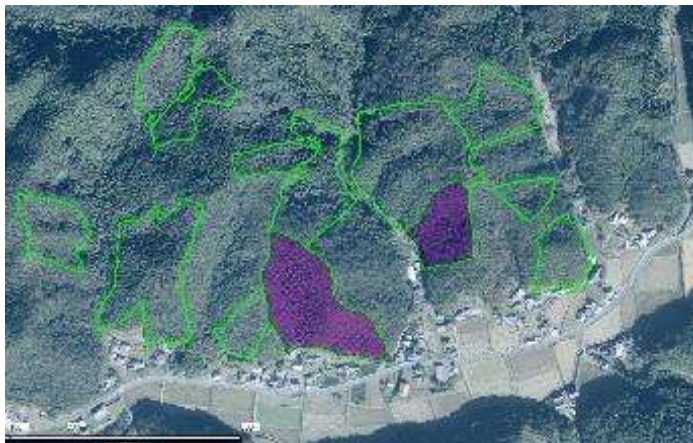
※()内は経営管理権設定時期

所有者不明森林等に係る特例措置の取組事例

共有者不明森林の特例

はさみちょう
＜長崎県波佐見町＞

- 波佐見町では、約18haの森林に対して意向調査を実施。所有者が判明した森林については集積計画を策定。
- 約4haの森林については、登記名義人の相続人のうち1名の所在が不明であったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 6か月間の公告を実施し、異議の申出がなかったため、集積計画を策定し、経営管理権を設定。
- 令和6年3月に、先行して集積計画を策定していた周辺の森林と一体的に間伐を実施。



集積計画策定済み森林 (14.51ha)
共有者不明森林 (3.78ha)

所有者不明森林の特例

したらちょう
＜愛知県設楽町＞

- 設楽町では、道の駅周辺や公道沿いの民家に隣接する森林等約2haについて、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和6年8月に、集積計画案の公告を開始。
- 今後は、経営管理権を設定後、景観の確保及び公道沿いの防災事業として、周辺の森林と一体的に森林整備（間伐や広葉樹植栽）を実施する考え。



所有者不明森林 (1.98ha)

【参考】森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 市町村が森林所有者に意向調査を実施
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

